

厚生労働省

政策統括部署 様

お世話になっております。

就業規則等を含めた労働関係諸施策案を作成いたしましたので、
労働関係法に則り、改定及び組織系統の再編施策案を提出いたします。

何卒、前向きな議論の後に、政府主導の下での施策として頂けますよう
宜しく御願いたします。

〒001-0011

北海道札幌市北区北 1 1 条西 3 丁目 2 - 2 3

ノースタウンハウス 2 2 2

高桑 広仁

連絡先：090-2392-8284

FAX：011-788-5132

労働法関連の改定及び組織系統の改変施策について

（１）就業規則公開義務化

下記の根拠により、既存の企業就業規則の各々の企業判断により、開示を前提としない就業規則の管理体制を、各企業に於ける就業規則の第三者を含めた外部への公開により、より開けた様々な観点で改善が期待される。

- ① 新たな企業への応募判断
- ② 既存従業員の就業規則に対する再確認

尚、労使間で締結した 36 協定事項も上記就業規則の公開に含めるとする。

全国内事業所にてウェブサイト等を利用した就業規則の公開義務を、企業責任として位置付けすることによる既来の労働者が個々で働き方の選択肢を広げることが可能となり、現在に於いても「働き方改革」を推し進める国の施策により推進力を与える施策となる。

（罰則について）

労働基準法に於ける就業規則に関連する条項に付加改定を行い、他の法令と同等の罰則規定を設けることに意義があるが、ある程度の段階的義務化の方向性が妥当性がある。

なお企業単体に於ける就業規則の種別は、個人情報保護法 秘密文書及び非公開原理には該当せず、より現実的な実施に制限を設ける必要性も基本的には存しない。

（２）労働法関連機関の指示系統改変について

既存の実務に於いて、受付から完結 までを各管轄地域に於ける労働基準監督署が行っている体系を見直し、地方自治に於ける各都道府県労働局の位置付けを明確にする観点から、企業に対する調査及び報告業務の意思決定権を各都道府県の労働局へと移行し、既存の労働基準監督署への外部からの報告通報等は各都道府県労働局へ移行させるシステム体系とする。

労働基準監督署の位置付けとして、都道府県労働局から枝葉した指示系統組織内とし、各労働基準監督署は都道府県労働局からの指示に関して速やかに業務を実施し、調査方法・実態確認・調査結果 は詳細に遅滞なく、労働基準監督署長付け決済の責任に於いて、上位機関である都道府県労働局に報告する責任を有するとした、指示系統の改変を含めた組織体系に移行することが重要である。

又、各都道府県労働局に於いて対処が困難とされる案件等に付いては、各都道府県の長を経由して、政府担当機関への申し入れを可能とすることとする。

労働生産性の底上げを狙いとした施策提案

(1) 業務の見える化を根幹とする段階的施策

- ① 就業内での定期的な業務知識基準スキルの到達確認考査試験
 - ② 退職時に於ける企業への貢献度を具体化する目的でのスキル確認試験
-
- ① については、昇降給・昇降格の主な判断材料とする
 - ② については、退職時一時金の算定を目的とした確認とするが、
敢えてその必要性が無いほどに、企業に於ける個々の貢献度を測るに足りるものである場合等にはその限りではない。

* 具体例

職位により異なる基準レベル試験とし、管理職位については、配下部署に於ける広範囲な知識レベルを必要とするが、主にフローチャート的な流れの確認としたもので、管理者レベルでの考査試験とは別個に扱うこととする。

各担当者に向けた専門的スキルに特化したレベル基準とは異なるとする。

当該施策案についてはあくまでも参考的扱い文書の域を超えない内容だが、民事的介入の存しない範疇内にて、20**年度を目安とした政府指針施策としての国内経済活性化に向けた促進代替案として頂いても構わぬ内容であります。

〒001-0011

北海道札幌市北区北 1 1 条西 3 丁目 2 - 2 3

ノースタウンハウス 2 2 2

高桑 広仁

連絡先：090-2392-8284

FAX：011-788-5132